（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ247033
金額　4,070,000円
支払期日　平成24年８月31日
支払地　東京都港区
支払場所　株式会社みずほ銀行浜松町支店
振出日　平成24年６月５日
振出地　東京都中央区
振出人　株式会社シミズ・ビルライフケア　代表取締役社長　采女　正幸
受取人　申立人
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２４年（家）第３１８号
神奈川県大和市つきみ野５―12―14
申立人　杉浦　厚子
本籍神奈川県横浜市青葉区しらとり台６番地９、最後の住所神奈川県相模原市淵野辺本町２丁目27番23号スカイロジェⅡ６Ａ
不在者　杉浦　道高
昭和５年３月12日生
公示催告期間満了日　平成25年３月15日
横浜家庭裁判所相模原支部

平成２４年（家）第３４５号
神奈川県相模原市南区西大沼１―23―13
申立人　松村惠美子
本籍新潟県南魚沼市姥島新田574番地、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　芳川　貞明
昭和32年４月29日生
公示催告期間満了日　平成25年３月15日
横浜家庭裁判所相模原支部

平成２４年（家）第２８３号
山梨県南都留郡富士河口湖町河口1035番地
申立人　駒谷　洋江
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　駒谷　陽伸
昭和39年１月８日生
公示催告期間満了日　平成25年３月31日
甲府家庭裁判所都留支部

平成２４年（家）第１５３号
静岡県菊川市本所370番地の11
申立人　山口　　登
本籍静岡県菊川市本所370番地11、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　山口　久次
大正７年４月30日生
公示催告期間満了日　平成25年３月25日
静岡家庭裁判所掛川支部

失 踪 宣 告

平成２３年（家）第１２３９号
本籍栃木県宇都宮市西原２丁目1674番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　井上　欣子
昭和７年３月28日生
平成24年８月８日失踪宣告審判確定
宇都宮家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第１６０４号
本籍栃木県宇都宮市本町2948番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　柳沼　ハル
明治30年６月16日生
平成24年８月８日失踪宣告審判確定
宇都宮家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第７１５号
本籍千葉県船橋市丸山４丁目54番、最後の住所千葉県船橋市丸山４丁目54番６号
不在者　櫻井　裕英
昭和41年12月20日生
平成24年８月７日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

平成２３年（家）第６６５号
本籍静岡県袋井市栄町16番地９、最後の住所静岡県袋井市栄町16番地の９
不在者　内藤　　進
昭和６年７月24日生
平成24年８月４日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所浜松支部裁判所書記官

平成２３年（家）第９１１号
本籍愛媛県伊予市米湊857番地、最後の住所不明
不在者　野﨑　　貢
大正２年３月30日生
平成24年８月７日失踪宣告審判確定
松山家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第９５号
本籍大分県佐伯市大字木立2127番地４、最後の住所本籍に同じ
不在者　岡部　政人
昭和27年６月15日生
平成24年８月７日失踪宣告審判確定
大分家庭裁判所佐伯支部裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１７１９号
横浜市港北区新横浜３丁目24番地５
債務者　ソリッドソフト株式会社
代表者代表取締役　森本　正博
１　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　種村　　求
４　破産債権の届出期間　平成24年９月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月19日午前10時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８５３号
東京都武蔵村山市残堀２丁目33番地１
債務者　有限会社多摩中古車センター
代表者代表取締役　茅根　達雄
１　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大西　啓介
４　破産債権の届出期間　平成24年９月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３３１号
相模原市中央区弥栄１丁目５番14号　ヴィラ栄301号
債務者　有限会社クマイ通信機
代表者代表取締役　小佐野卓爾
１　決定年月日時　平成24年８月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古賀　謙一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月８日午後３時50分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４７４号
滋賀県甲賀市信楽町神山1673番地
債務者　大原建設株式会社
代表者代表取締役　大原　　孝
１　決定年月日時　平成24年８月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平井　建志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月９日午前10時
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１９号
奈良県葛城市東室190番地の２
債務者　有限会社ヤマサ化学
代表者取締役　前田　新一
１　決定年月日時　平成24年８月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小城　　達
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月12日午前10時10分
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３０１号
滋賀県高島市鴨川平２丁目３番地９
債務者　ドリームシップ株式会社
代表者代表取締役　朝永　　彰
１　決定年月日時　平成24年８月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉本　周平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月16日午前10時
大津地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第８７８号
千葉県八千代市下市場２丁目11番11号　シャルム101
債務者　河村　太平
１　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大石　聡子
４　破産債権の届出期間　平成24年９月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月30日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係